

ICC サマースクール 2018 契約事項 (『シンプルサポート』コース)

株式会社ICC コンサルタンツ内ICC国際交流委員会(以下「甲」とします)とICC サマースクール参加者(以下「乙」とします)間に締結されるプログラム実施に関する契約(以下「本契約」とします)の契約内容は次の通りです。

第1条 本契約の目的

本契約は甲が派遣先の現地教育機関でサマースクール(サマーキャンプとも言う)の機会と、これに必要な取次ぎ手配を提供することを目的とするものです。

第2条 甲によるサービスの内容

甲は乙に対し、次のサービスを提供します。

- (1) 研修校への受入手配取次ぎ
- (2) 研修校での滞在先(寮、またはホームステイ)の手配取次ぎ

第3条 契約外サービス

甲は本契約の範囲外のサービスとして、乙との個別の契約に基づき、乙に対し次のサービスを行います。

- (1) 本契約の範囲外の宿泊、滞在先の手配取次ぎ
- (2) 海外留学生保険の手配
- (3) 航空券手配のための旅行代理店への取次ぎ
- (4) 渡航に必要な関連手続き(電子渡航認証取得/成人同伴者なしの小児旅客向けサポートサービス手配など)
- (5) その他、乙の求めに応じて行う特別のサービス

第4条 契約の成立

乙が甲に対し本プログラムへの参加を申し込む場合、乙は甲の指定する本プログラム参加申込書に必要事項を記入の上、別に定めるプログラム費用の一部金(お申込金)を添えて甲に対して申込をするものとします。甲において申込を受け付けた時点で、本契約が成立します。

第5条 参加条件など

乙から甲に対する参加申込がなされた場合においても、以下の各場合、甲は参加申込を受け付けないことがあります。

- (1) 乙の申込が、甲の定める参加条件に適合しない場合
- (2) 乙が甲の定めた「研修に関する適性」を欠くと甲により見なされる場合
- (3) 甲の業務上やむを得ない事由がある場合

第6条 必要書類

乙は甲が指定する期日までに、留学手続に必要な書類を甲に提出するものとします。

第7条 諸費用

乙は本契約に基づく甲のサービス提供に対する対価として、別紙「コース費用一覧」に定めるプログラム費用に関する取り決めに従い、所定のプログラム費用を甲に対して支払います。

* お申込金: 54,000円は、プログラム費用の一部金として充当します。

* 乙の甲への申込が、出発予定日から起算して45日以内の場合は、10,800円を別途申し受けます。

(1) プログラム費用に含まれるもの
サマースクール申込手続代行料、サマースクール受講料、教材及び材料費、滞在先(寮もしくはホームステイ)手配取次ぎ費用、研修中の滞在費及び食費、事務諸経費等が含まれません。

(2) 次に定める費用はプログラム費用に含まれません。
日本と研修国間の航空運賃、渡航に必要な関連手続き(電子渡航認証取得費/成人同伴者無しの小児旅客向けサポートサービス費用など)、海外旅行保険料、お小遣い、プログラム費用に含まれない教材費及び材料費、本契約範囲外の現地宿泊費及び送迎費用

* また第3条に定める本契約範囲外のサービスを乙が求める場合、乙は甲に対し、別途費用を支払う必要があります。

第8条 サマースクール・プログラム費用残金のご請求
甲は、お申込確定後、乙に対してサマースクール・プログラム費用を請求します。乙は指定された期日までに全額を銀行振り込みにて支払うこととします。プログラム費用は、受け入れ先が期日を定めている場合や、制度上必要な場合を除き、90日以上前にお支払いいただくことはありません。外貨やクレジットカードでの支払いは受け付けておりません。銀行振り込みの際には、領収書は取扱金融機関等の振込受領書をもって代えるものとします。

第9条 解約と返金

乙が乙の事情で本契約を解除し、または変更した場合は、乙は甲に対して次の区分に従って解約料を支払うものとします。なお、留学生保険、航空券等運輸機関の手配などに関する解約料及び払戻金額については当該機関の定めによります。また、乙からの解約時返金の振込手数料は、乙の負担とさせていただきますのでご了承下さい。

- (1) 申込日より起算して8日目までになされた解約について: 解約料は発生致しません。
- (2) 申込日より起算して9日目以降研修開始日90日前までになされた解約…解約料: 申込金相当額
- (3) 研修開始日89日前から60日前までになされた解約…解約料: プログラム費用の50%
- (4) 研修開始日59日前から30日前までになされた解約…解約料: プログラム費用の70%
- (5) 研修開始日29日前から3日前までになされた解約…解約料: プログラム費用の90%
- (6) 研修開始日2日前以降になされた解約…解約料: プログラム費用相当額(払戻しはありません)

* 緊急手続費用が発生した場合の解約については、緊急手続費用は返金しませんのでご了承ください。

第10条 研修成果の不担保

本プログラムは甲が乙に派遣先の各教育機関でのサマースクールの機会と、これに必要な現地でのケア及びサービスを提供することを本旨としており、研修における資格取得、英語力向上などの研修成果の獲得、研修による心理的満足を保証するものではありません。

第11条 契約内容の変更

甲は以下の場合、本契約内容を変更することができます。

- (1) 不可抗力による事由で、甲が義務を履行することが不可能または著しく困難になった場合
- (2) 乙が日本国の公序良俗に反する行為をはじめ、日本国の法令に違反する行為をなし、甲において本プログラムの目的・趣旨に照らして乙のプログラム参加が不相当であると認めた場合
- (3) 乙が研修国の公序良俗に反する行為をはじめ、研修国の移民法その他の法令に違反する行為をなし、甲において本プログラムの目的・趣旨に照らして乙のプログラム参加が不相当であると認めた場合
- (4) その他やむを得ない事情により契約内容変更の必要が生じた場合

第12条 契約の解除

- (1) 以下の場合、甲は本契約を解除することができます。
 1. 定められた期日までに、本契約「第6条必要書類」に定める書類が甲に対し送付されない場合
 2. 定められた期日までに、本契約「第4条契約の成立」に定められるプログラム費用の支払いが完了しなかった場合
 3. 乙が2週間以上にわたり通常連絡手段による連絡が不可能となった場合
 4. 乙が甲に届け出た乙に関する情報に、虚偽あるいは重大な遺漏があった場合
 5. 乙が研修国に入国を拒否された場合
 6. 申込手続後に乙が怪我や病気などの事由によりプログラム参加が困難になった場合

ICC サマースクール 2018 契約事項 (『シンプルサポート』コース)

7. 乙が日本国の公序良俗に反する行為をはじめ、日本国の法令に違反する行為をなし、甲において本プログラムの目的・趣旨に照らして乙のプログラム参加が不相当であると認めた場合
8. 乙が研修国の公序良俗に反する行為をはじめ研修国の移民法その他の法令に違反する行為をなし、甲において本プログラムの目的・趣旨に照らして乙のプログラム参加が不相当であると認めた場合
9. 乙が研修先の規則に従わず、研修中止等の処分となった場合
10. 乙が正当な理由なく、甲のアドバイスやガイダンスには従わず、または甲のサービス提供に協力しないなど、甲が本契約に基づくサービスを履行することが困難となった場合
11. 乙が甲と他の参加者との契約関係に干渉または介入して紛争を生じさせた場合
12. 乙が本契約に違反した場合
13. 乙が本契約の「第 5 条」の事由に該当することが判明した場合
14. その他甲において、本プログラムの目的・趣旨に照らして乙のプログラム参加が不相当であると認めた場合

(2) 契約解除時の費用

前項による本契約が解除された場合、それまでに支払われたプログラム参加費用、その他の費用はプログラムの進行状況に応じて返金されないことがあります。また、乙が支払った金額を上回る損害が甲に生じた場合は、甲は乙に対し、不足額につき請求することができます。なお、日本と研修国間の航空運賃、海外留学生保険料、研修国の入国手続きに係る費用などについては、当該機関の定めによるものとします。

第 13 条 免責事項

甲は次に例示するような甲の責によらない事由により、乙が被った各損害及び責任において、乙に対し、何ら責任を負いません。

- (1) 運輸機関の遅延、キャンセル、ストライキ、ハイジャック、事故等による乙の損害
- (2) 天変地異、政変、動乱、ストライキ、テロ、戦争などの不可抗力によって発生した乙の損害
- (3) 研修先、滞在先等の留学先における盗難・事故・係争・不利益など乙が現地滞在中または渡航中に受けた損害
- (4) 乙の個人的事由で研修国への入国を拒否された場合の責任
- (5) 乙の研修国の法令・風俗・道徳または研修校の規則等の無知により乙が受けた損害等の賠償責任
- (6) サマースクール受講の取次ぎ手配において、乙が希望する講座への取次ぎ手配が実現しなかった場合の損害
- (7) 乙の意思により留学を取りやめた場合の費用返金等の責任
- (8) 乙が研修先の定める規則に従わず、研修中止処分を受けた場合の費用返金の責任
- (9) 為替や物価の変動による滞在費等の改訂による乙の出捐
- (10) 「第 6 条 必要書類」に定める書類が甲に対し送付されず、入学手配が出来なかった場合の損害

第 14 条 責任範囲

甲は本契約に明記された義務を甲の故意または過失に基づき履行せず、直接乙に損害を与えた場合にのみこれを賠償する責任を負担します。従って本契約「第 13 条 免責事項」等に該当する乙の損害については、賠償の責を負いません。

第 15 条 損害賠償義務

乙が故意または過失により甲に対し損害を与えた場合は、乙は直ちに甲に対し損害の賠償をしなければなりません。

第 16 条 準拠法令等

本契約の解釈及び本契約に定めのない事項については、日本国内の法令及び慣習によるものとします。

第 17 条 裁判管轄

本契約及びプログラムに関して生じた紛争の裁判管轄は、東京地方裁判所を第一審の専属的裁判所とします。

第 18 条 約定の変更

本契約は事情により、告知なしに変更されることがあります。

第 19 条 発行期日

本契約は、2018 年 2 月 1 日以降に申し込まれる契約に適用されます。